

## 令和2年度愛媛県高齢者福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金(以下「補助金」という。)の交付については、愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金実施要綱(以下「実施要綱」という。)及び愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付対象事業及び対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、実施要綱に基づき実施される事業に要する経費のうち、実施要綱第5条に基づき算出した額とする。

(補助金の交付申請等)

第3条 施設等を運営する法人等(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、自主検査後1か月以内に、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- 2 補助事業者の実績報告は、前条に規定する申請書の提出をもって替えるものとする。
- 3 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなす。
- 4 前項の確定を行ったあとに、補助金を交付するものとする。

(指導監督)

第5条 知事は、補助事業の実施に関して、補助事業者に対し、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第6条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 補助事業の実施について、不正の行為等があったとき。

(加算金及び延滞金)

第7条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期にまでに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(関係書類の保管)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第9条 交付申請をした補助事業者は、第3条の補助金交付申請書兼請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第2号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

令和2年度愛媛県高齢者福祉施設等における  
新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼請求書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名

㊞

標記事業を下記のとおり実施したいので、令和2年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請し、請求します。

なお、交付決定後は、新型コロナウイルス感染症検査費用補助金を下記の指定口座へ振り込んでください。

記

- 1 交付申請（請求）額 円
- 2 添付書類
  - （1）実績報告書（別紙）のとおり
  - （2）補助金交付申請額の算出根拠資料等  
（新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書添付書類一覧のとおり）

【指定口座】

|              |            |  |  |    |
|--------------|------------|--|--|----|
| 金融機関名・支店名    | 銀行・信用金庫・組合 |  |  | 支店 |
| 預金種目 及び 口座番号 | 普通預金・当座預金  |  |  |    |
| 口座名義人（フリガナ）  | （ ）        |  |  |    |

別紙

## 実 績 報 告 書

|   |  |
|---|--|
| 1 事業を実施した社会福祉施設<br>(サービス種別)                                       |  |
| 2 検査実施時期  |  |
| 3 検査内容<br>※検査対象者(利用者、新規入所者、<br>職員等)及び検査方法(PCR検査<br>又は抗原検査)を記載すること |  |
| 4 検査費用<br>※1件当たりの費用及び費用総額<br>を記載すること                              |  |

様式第2号（第9条関係）

令和2年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所  
事業主体名  
代表者職氏名 ⑩

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和2年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第4条の補助金の額の確定額  
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円也

（注）参考となる資料を添付すること。